

794	延暦13.10.22	平安京遷都
795	延暦14.11. 3	蝦夷地志理波村に漂着した渤海国使呂定琳ら68人、越後国に移される(①423)
796	延暦15.11.21	越後国ほか東海・東山道7か国の民9000人を陸奥国伊治城に遷置する[[2]197]
	12.21	出雲臣乙上、甥の家継と争い佐渡権目に左降される(①508)
798	延暦17. 8.	藤原仲成、越後守となる[[2]201]
	9.19	越後国の田地250町を平城天皇妃三品朝原内親王に賜う(①523)
799	延暦18. 1.29	従五位上藤原朝臣仲成、越後守となる[[2]204]
802	延暦21. 1.13	越後国米1万600石、佐渡国塩120石が、毎年鎮兵の糧として出羽国雄勝城に運送されることになる(①490)
	9. 3	越後等31か国の損田百姓の租を免除し、調を徴する[[2]207]
803	延暦22. 2.12	越後国から造志波城所に米30石、塩30石が送られる(①511)
805	延暦24.10.25	佐渡国の人道公全成、官鵜を盗み、伊豆国に流される[[2]211]
806	大同1. 1.28	従五位下和朝臣氏継、越後守となる[[2]213]
	4.12	従五位下田中朝臣八月麻呂、越後守となる[[2]214]
	5. 1	従五位上百済王聡哲、越後守となる[[2]216]
	5.24	右大弁従四位下秋篠朝臣安人、北陸道觀察使となる[[2]217]
808	大同3. 4. 3	山陽道觀察使藤原朝臣園人、北陸道の事を撰行する[[2]222]
	6.21	従五位下紀朝臣良門、越後守となる[[2]226]
809	大同4. 2.19	佐渡・隠岐国に掾1人が置かれる[[2]228]
	4.13	従四位下藤原朝臣仲成、北陸道觀察使となる[[2]231]
810	弘仁1. 9.10	藤原仲成、薬子の変により佐渡権守に左遷され、同11日誅される(①551)
	9.15	従四位下紀朝臣田上、佐渡権守となる[[2]234]
811	弘仁2. 7.23	正五位下御室朝臣今嗣、越後守となる[[2]240]
813	弘仁4. 7.22	越後国頸城郡居多神、従五位下を授かる(①667)
818	弘仁9. 3.27	酒人内親王、その子朝原内親王の遺言により、越後国古志郡土井莊の墾田地200町を東大寺に施入する(①523)
822	弘仁13.	◇国分寺尼法光、越後国渡戸浜に布施屋を建て、墾田40余町、渡船2艘を施入する(①674)
824	天長1.	◇和気朝臣仲世、北陸道巡察使となる[[2]254]
828	天長5. 6.28	越後国の穀1万石を窮民に売り、飢餓を救う[[2]255]
829	天長6.11.10	佐渡国人文部若刀自売、3男を産み、正税300束、乳母1人の3か年の糧料を給せられる[[2]256]
833	天長10. 5.11	佐渡ほか北陸・東海・東山道諸国から、相撲節会に膂力人を貢進させる[[2]258]
	7. 3	越後国蒲原郡伊夜比古神、名神に預かる(①664)
	⑦. 2	越後国、凶作のため米の売買を許す[[2]260]
834	承和1. 2.20	越後国飢饉、賑給を加える[[2]261]
	10. 2	佐渡国に慶雲が現れる[[2]262]
	11. 5	佐渡3郡の百姓ら、国守嗣根の苛政を訴える(①447)
	11.23	佐渡国、貢納担当郡司の多忙により、権官の増員を要求し、許される[[2]264]
835	承和2. 8. 1	佐渡国、飢疫により死亡者多く賑恤を加える[[2]265]
839	承和6. 1.11	従五位下丹●真人氏永、越後守となる[[2]266]
	3.16	遣唐随員4人、逃亡により佐渡国に流される(①508)
840	承和7. 2.16	前年佐渡流罪の2人赦免される[[2]269]
842	承和9. 7.17	承和の変
	7.26	藤原貞守、越後権守となる[[2]272]
	10. 2	越後国伊夜比古神、従五位下を授かる(①664)
843	承和10. 1.11	春枝王、承和初年の越後介在任中「すこぶる政績」ありとして、位階を特授される(①552)
	1.12	従五位上佐伯宿禰利世、越後守となる[[2]275]
	12.29	文室宮田麻呂の謀反に連坐し、文室忠基が佐渡に、和邇部福長は越後に流される(①508)

844	承和11.11.15	佐渡国分二寺僧尼の度縁戒牒を国庫に納めることを許される[[2]277]
845	承和12. 1.11	従五位下藤原朝臣直世, 越後守となる[[2]278]
846	承和13.	◇越後国大帳使博士佐伯広宗, 故なく上京しなかったため解官される(①548)
848	嘉祥1.	◇讃岐朝臣永直, 和氣朝臣齊の大不敬に連座して佐渡に流される(①508)
849	嘉祥2. 1.13	従五位下出雲朝臣岑嗣, 越後守となる[[2]285]
850	嘉祥3. 1.15	従五位下藤原朝臣世数, 越後守となる[[2]288]
853	仁寿3. 1.16	従五位上坂上大宿禰正野, 越後権守となる[[2]292]
854	斉衡1. 1.16	従五位上伴宿禰龍男, 越後守となる[[2]294]
856	斉衡3. 8.28	従五位下清原真人長統, 越後権守となる[[2]299]
857	天安1. 4.19	従五位下藤原朝臣備雄, 越後権守となる[[2]303]
858	天安2. 1.16	従五位下藤原朝臣備雄, 越後守となる[[2]305]
	2. 9	越後国, 木連理の祥瑞を奏す[[2]306]
	②.22	前越後守従五位上伴龍男, 在任中の官物犯用を訴えた書生を殺害した罪により下獄する(①552)
	3.13	従五位上清原真人利見, 越後守となる[[2]308]
860	貞観2. 1.16	従五位下清原真人真貞, 越後守となる[[2]311]
	3.2	従五位上御長真人近人, 越後守となる[[2]312]
861	貞観3. 8. 3	越後国従五位上弥彦神・大神神・居多神, 従四位下を授かる(①667)
863	貞観5. 2.10	従五位上飯高朝臣永雄, 越後守となる[[2]316]
	3.2	従五位下清原真人長統, 越後守となる[[2]317]
	6.17	越中・越後国等に大地震, 圧死者多数[[2]318]
865	貞観7. 3. 9	佐渡, 若狭等中・下国の6か国を除き, 上・中国に介, 下国に掾を置く[[2]322]
866	貞観8. 8.19	藤原良房, 摂政となる
	9.22	応天門の変により, 伴宿禰清繩は佐渡に, 伴宿禰夏影は越後に流される(①508)
867	貞観9. 1.12	従五位下紀朝臣当仁, 越後守となる[[2]327]
	5.17	節婦頸城郡人高志公今子に二階を昇叙し, 戸内の課役を免除し, 表彰する[[2]329]
	12.19	東大寺僧賢護, 一万三千仏像7鋪を北陸道諸国に安置することを請う[[2]331]
868	貞観10. 1.16	従五位下紀朝臣当仁, 越後守となる[[2]332]
870	貞観12. 2.29	佐渡国, 奇亀を献上する[[2]333]
	12.25	越後・隠岐両国の調庸, 当年未進の場合は, 明年12月30日以前に納入させることとする[[2]334]
871	貞観13. 5.10	佐渡国司, 兵庫震動を奏言する[[2]335]
	9. 8	元興寺僧賢護, 一万三千画仏像を北陸道に7鋪等, 計72鋪を安置することを請う[[2]337]
872	貞観14. 2.21	佐渡国に紫雲が見える[[2]338]
873	貞観15.	◇故越後国介従五位下榎井嶋長, 広隆寺般若院を建立する[[2]339]
874	貞観16.12.29	佐渡国正六位上花村神, 従五位下を授かる[[2]340]
877	元慶1. 9. 2	佐渡国, 樹連理を奏言する[[2]341]
	12.21	能登・佐渡国に初めて検非違使1人を置く[[2]342]
878	元慶2. 8. 4	越中・越後両国より, 軍糧として米各1000石を出羽国に送らせる[[2]344]
	9.13	佐渡国に国掌2人を置く[[2]345]
	11.13	佐渡国正六位上佐志羽神・従五位下を授かる[[2]346]
879	元慶3.12.15	佐渡国浪人高階真人利風, 雑太団権校尉道公宗雄を闘殺し, 高階真人有岑の財物をおどし取る罪により, 利風は絞刑, 党類は徒刑を判決されるが減刑される[[2]348]
880	元慶4. 8. 7	佐渡国に弩師1人を置く[[2]349]

	8.12	越後国の史生1人を減員し、弩師を置く[[2]350]
	10.26	安倍吉岡、大逆を誣告して佐渡に流される[[2]351]
	11. 8	藤原基経、関白となる
883	元慶7. 2. 2	佐渡国正六位上大庭神、従五位下を授かる[[2]353]
887	仁和3. 2. 2	従五位下藤原朝臣野風、越後守となる[[2]356]
	2. 5	貢蘇違期により越後等11国の国司の位禄公廩を奪う(①548)
	2.17	従四位上有佐王、越後権守となる[[2]359]
	6. 2	越後等19か国の貢絹、粗悪により国司が譴責される(①548)
894	寛平6. 4.17	新羅征討のため、北陸・山陰・山陽道諸国に警固を強化させる[[2]362]
	7.16	越後・上総等の奏言により、諸院諸宮使等が、往還の船車人馬を強雇することを禁止する(①557)
897	寛平9.12. 3	従四位下居多神、従四位上を授かる(①667)
901	延喜1. 1.25	右大臣菅原道真、大宰権帥に左遷される
902	延喜2. 9. 5	越後飛駟使、京に到着する(①496・559)
	9.2	越後国守紀有世、藤原有度により落髪着鉗されたため、推問使を派遣する(①559)
914	延喜14. 8. 8	諸国地子交易絹綿、調布、商布、鉄鋤等の価数を定める。越後国／絹34疋、直2380束、疋別70束 佐渡国／調布80端、直2400束、端別30束[[2]371]
	8.15	諸国例進地子雑物を定める。越後国／絹34疋・佐渡国／調布80端[[2]372]
928	延長6. 8.10	季御読経の衆僧への布施として、調布が不足したため佐渡布を加え用いる(①473)
930	延長8.11.15	醍醐天皇の七々法令に佐渡の調布500端が用いられる(①473)
935	承平5. 2.	承平・天慶の乱はじまる
937	承平7.	◇越後国前司清原樹陰、桑漆栽培を督励しなかったことにより、責を問われる(①551)
939	天慶2. 5.6～7	太政官符を越後国に下し、出羽俘囚の反乱に対応させる[[2]459]
958	天徳2. 1.29	源朝臣信明、越後守となる[[2]467]
963	応和3. 1.	正六位上朝原宿禰世常、佐渡守となる[[2]470]
968	安和1.	◇従五位上越後守藤原為信、多武峰講堂に薬師座像を造る[[2]471]
969	安和2. 4. 2	僧蓮茂、安和の変により佐渡に流される(①508)
	11. 8	平貞時、越後国に流される(①508)
971	天禄2. 7.19	交易物進上の納期を定める。越後国は絹50疋・調布3000端、佐渡国は調布2000端を10月までに進上する(①549)
973	天延1. 4.24	越後守宮道弘氏、前越前守源満仲宅侵入の強盗と闘い、射殺される[[2]478]
974	天延2. 8.10	佐渡国等、鵜を貢す[[2]479]
980	天元3. 2. 2	佐渡守清原滋藤、金色観音1体を造立する[[2]481]
984	永観2. 2. 1	藤原在国、越後守となる[[2]485]
988	永延2.11. 8	尾張国郡司・百姓ら、国守藤原元命の非法を訴える
998	長徳4.12.29	佐渡国、調物盗失を言上する[[2]496]
999	長保1. 8.18	公家御諷誦料として佐渡国に臨時交易布代を充てる[[2]499]
	8.22	越後守道経、藤原道長に馬3疋を献じる[[2]500]
	8.28	越後介、藤原道長に任料として馬2疋を献じる(①554)
	9. 6	佐渡守源致信、藤原実資に桑絲10疋、紅花2000枚、筥15口を献じる[[2]502]
	11. 9	越後守藤原尚賢、藤原道長に馬2疋を献じる[[2]503]
	12.27	藤原宗(致)忠、前相模介橘輔政の子および郎等2人を射殺して、佐渡に流される(①509)
1001	長保3. 5. 9	百日御誦経料として、佐渡守致信所進の布を用いる[[2]508]
1003	長保5. 4.23	越後守為文、押領使惟風の平維良追捕を停めることを奏上する[[2]510]
1005	寛弘2.12.28	長峯忠義、宇佐宮の宝殿を封ずる罪により佐渡に流される(①509)

1009	寛弘6.10.15	越後守藤原信経, 道長に馬10疋を献じる[[2]521]
1012	長和1. 2. 1	正五位下藤原為時(紫式部の父), 越後守となる[[2]524]
	4.13	源頼重, 越後権守となる[[2]535]
1014	長和3. 6.17	藤原為時, 越後守を辞退。藤原信経が越後守となる[[2]540]
1016	長和5. 1.29	藤原道長, 摂政となる
	4.27	石清水八幡宮への幣物として, 佐渡布を充てる[[2]541]
	4.29	前越後守藤原為時, 三井寺において出家する[[2]542]
1017	寛仁1.11.22	越後国, 韓●, 幣料絹を進上せず[[2]545]
1019	寛仁3. 8.11	佐渡守有孝ら, 抜刀して禁中に入る者2人を弘徽殿南方で追捕する[[2]548]
	9. 2	皇嘉門・大垣等の修理を, 北陸道諸国は冬に臨み勤め難いとして除外される[[2]550]
	10.29	越後守源行任, 五節の舞姫を献ぜず, 釐務を停止させられる[[2]552]
1021	治安1. 6.10	藤原頼通, 方違により前越後守源行任の堀河宅に渡る[[2]555]
1025	万寿2. 3.24	越後守藤原隆佐, 藤原実資宅に赴任の挨拶に赴く。実資, 大●を与える(①554)
	3.24	東国に疫癘(流行病)が発生, 佐渡国で100余人が死亡する[[2]561]
	11. 8	越後守藤原隆佐, 漆物を実資に贈る(①554)
	11.11	越後守藤原隆佐ら, 五節の舞姫を献じる[[2]565]
1027	万寿4. 2.26	左中弁藤原経頼, 崇福寺より帰参の途次, 会坂関山において群盗に会い, 前佐渡守公行、矢にあたる[[2]568]
1028	長元1.	平忠常の乱
1031	長元4. 8. 8	斎宮寮権頭藤原相通, 夫婦ともに不浄不信を致す罪により、佐渡に流される。同月23日、配流の地が伊豆に変更される(①509)
1032	長元5. 9.27	出雲守橘俊孝, 杵築社顛倒・託宣について虚偽の奏聞をして、佐渡に流される(①509)
1037	長暦1. 5.20	散位源成任, 石清水八幡神人と争い、佐渡に流される(①509)
1038	長暦2.12.10	3年前に「越後国の事により」勘当された左衛門尉平繁貞が許される(①612)
1041	長久2. 2. 7	賀茂祭斎院童女の装束を越後守資良に宛仰せる[[2]599]
1047	永承2. 1.28	従五位下藤原実季, 越後権守となる[[2]602]
	2.21	造興福寺料物として, 越後守斯兼・越後権守実季らより下等絹10疋等を献上させる[[2]603]
	12. 2	興福寺, 信濃・越後等の国より赤土各20石を送らせる[[2]604]
1048	永承3. 7. 5	越後国, 東大寺御封代として、鮭3278隻半を納める(①544 ②124)
1051	永承6.	前九年の役はじまる
1052	永承7.	◇東大寺大法師兼算, 頸城郡石井荘の荘司となる(①565)
1053	天喜1. 3.	宇治平等院鳳凰堂成る
1056	天喜4.③.	東大寺, 石井荘に対し, 僧兼算の濫行を停止し, 逃散の住人を召集して田畠の耕作にあたらせることを命じる(①565)
1058	康平1.10.12	越後国, 東大寺御封代として鮭を納める(②124)
1059	康平2.10.13	石井荘の寄人・荘子ら, 荘司良真の解任を東大寺に訴える(①568)
	12.16	前出納大学属菅野成経, 八幡宮神人と争い佐渡に流される(①509)
1063	康平6.10.17	興福寺僧静範の縁坐者, 山陵のことに坐し, 佐渡に流される(①509)
1064	康平7. 9.16	前下野守源頼資, 上総介橘惟行の館を焼き, 人民を殺害して佐渡に流される。12月5日雪深く, 路が険しいため到達できないとの理由で, 改めて土佐国に配流される(①470)
1067	治暦3. 2. 6	源重資, 越後権守となる[[2]650]
1070	延久2.12.	越後国春日・布河両社, 御体御卜に預る[[2]660]
1073	延久5. 1.30	源頼仲, 日宗寺の功により越後守となる(①555)
1075	承保2.④.28	散位源基宗, 安芸国司の訴えにより、佐渡に流される(①509)
1077	承暦1.11.18	越後守源頼仲, 五節会の舞姫を献じる[[2]673]

1080	承暦4. 6.10	越後国の大神神・伊夜比古神・江野神・気多神・物部神, 佐渡国の大目神・度津神・引田部神・飯持神の各社司ら, 御体御トに預る(①664)
	⑧.22	朝廷, 越後国よりの減省の要請について協議する[[2]682]
	10. 3	越後国, 租帳(校田授口)提出後, 宣旨が下りないため便宜的措置を講じてよいかと要請, 許可される[[2]684]
1081	永保1. 1.26	従五位下高階朝臣為章(24歳), 法勝寺の功により越後守となる(①555)
1082	永保2. 6.16	越後国, 円宗寺最勝会に六丈の細美布4端を進納する[[2]694]
1085	応徳2. 9.15	諸家の封戸を割き, 喜多院仏聖灯油料に充てる。越後国25烟, 翌年2月丹波国に改められる[[2]700]
1086	応徳3.11.26	白河上皇, 院政を始める
1090	寛治4. 7.13	白河上皇, 賀茂上下社に越後国石河荘公田40町など不輸田745町を御供田として寄進する(①591)
1092	寛治6. 1.23	正六位上丸部宿禰信方, 作物所内豎として30年の労により, 越後少掾となる[[2]713]
1093	寛治7.10.11	東大寺, 越後国衙に対し, 当年の封戸調庸雑物を弁済するよう要請する[[2]721]
1094	嘉保1. 1.20	前年12月から比叡山に積雪4, 5尺あり。美濃・尾張・北陸道は数丈に及ぶ(①469)
	2.22	従五位下紀朝臣兼政, 佐渡守となる[[2]724]
	8. 5	越後国から訴えられた前造宮使公義・使坂合部実忠の陳情3か条について, 越後国司に問う[[2]727]
1096	永長1. 6. 5	大垣修築を, 越後介頼仲に勧めさせるべしとの議あり[[2]736]
1099	康和1. 4. 5	越後ほか北陸道諸国に大地震[[2]741]
1100	康和2. 9.	中務丞源頼治, 佐渡国に流される[[2]742]
1102	康和4. 7.15	灌頂堂造進の功により, 越後守藤原敦兼重任(①555)
1103	康和5. 6.10	越後国大神神, 坂本神, 荒河神, 石井神の社司ら御体御トに預る(①669)
	8.13	神祇権大副大中臣輔弘, 伊勢太神宮前禰宜荒木田宣綱の離宮院放火ならびに落書により, 佐渡に流される(①509)
	8.24	越後国, 東大寺へ御封代として鮭を納める(②124)
1104	長治1. 1.28	藤原顕輔, 越後守となる[[2]770]
	5. 6	越後国, 東大寺へ御封代として鮭を納める(②124)
	7. 9	藤原資信, 越後権守に, 大江家資, 佐渡守となる[[2]773・774]
1105	長治2. 6. 3	北国に紅色雪5寸降る(①469)
	7. 8	越後国, 東大寺御封代として米を納める[[2]781]
1106	嘉承1. 2.17	知勢, 藤原季仲の事件に連坐して, 佐渡に流される[[2]785]
	11. 9	中御門亭作事のため, 諸国所課。越後国は被物2領を課せられる[[2]786]
1107	嘉承2. 7.12	散位頼貞, 長治元年香椎宮に押し入り, 神輿を射危, 神人を殺害した罪により佐渡に流される[[2]787]
	12.21	越後守藤原顕輔, 「或先朝御時御祈物進功, 或院内御祈物進功」により重任(①555)
1108	天仁1.12.25	石清水八幡宮権別当紀頼遠, 殺害の科により佐渡に流される[[2]792]
		◇白河上皇, 佐渡国の國務沙汰権を藤原忠実に分与する(①630)
1109	天仁2. 2.29	前美濃守源義綱, 検非違使源義忠殺害事件に関連して, 佐渡に流される[[2]795～798]
1111	天永2.10.25	藤原敦兼, 越後守となる[[2]801]
	11.2	下野守源明国, 為義の郎等を殺害した罪により佐渡に流される[[2]802]
1112	天永3. 5.29	越後国司, 鮭不漁のため代物をもって弁済する旨申請し, 許可される(①558)
1113	永久1.10.22	千手丸, 落書により佐渡に流される[[2]811]

1117	永久5. 5. 5	検非違使庁, 越後住人平永基に対し, 前対馬守源義親を自称する浮浪法師を召し進めることを命じる(①612)
1119	元永2.12.15	源国能(14歳), 成功により越後守に任じられる(①555)
	冬	小泉莊定使の兼元, ひそかに同莊に下向, 藤原清衡の摂関家への貢納物を奪い, 訴えられる(①511)
1120	保安1. 3.23	右大臣宗忠の日記中右記に, 小泉莊相博のことがみえる[[2]832]
1123	保安4. 1.22	藤原雅教, 越後守となる[[2]835]
	8. 8	右大臣宗忠, 越後国小泉莊を長男宗能に譲る(①579)
1124	天治1.12.	佐渡国, 23年間封戸を納めず[[2]840]
1125	天治2. 1.28	三善信貞, 佐渡守となる[[2]842]
1126	大治1. 3.	藤原清衡, 中尊寺金色堂を建立する
	12.2	越後ほか8か国, 不堪佃田を奏上する[[2]844]
1128	大治3. 8.28	佐渡守藤原親賢, 流人源明国を他国に移すことを請う[[2]848]
1129	大治4. 2.15	弥彦莊下条の僧俊厳, 大方広仏華嚴經を書写する(①587)
	6.25	佐渡配流人源明国, 19年ぶりに赦免される[[2]856]
	12.25	藤原清隆, 越後守となる[[2]859]
1130	大治5.12.26	越後守藤原清隆, 三条西御所を修理し重任される(①555)
1132	長承1. 1.22	藤原正経, 佐渡守となる[[2]874]
1133	長承2. 8.27	越後守藤原清隆, 小泉莊の免田を旧来通り30町とする旨の庁宣を下す(①579)
1134	長承3. 8.28	白河(白川)莊成立する。越後守藤原清隆, 留守所あてに白河莊の四至に●示を打ち, 国使の入勤を停止する旨の庁宣を下す(①583②105)
1135	保延1.	◇頸城郡石井莊, 古志郡土井莊との相博(交換)により, 沼垂郡加治郷の地に東大寺領豊田莊成立する(①569②111)
1136	保延2. 1.14	東大寺の訴えにより石井莊・土井莊の寺家領掌を認定する(①570)
	1.22	中原師安, 佐渡守となる[[2]889]
1137	保延3. 1.30	藤原家明, 10歳で越後守となる[[2]894]
	10. 6	従四位下高階朝臣為重, 佐渡守となる[[2]896]
	11.15	前主殿助平季盛, 伊勢神宮神人の訴えにより佐渡に流される[[2]897]
		◇鳥羽上皇近臣藤原家成一門, このころより永暦1年2月まで越後国知行国主を務める(①631)
1139	保延5.12.16	藤原家明, 越後守重任[[2]900]
1140	保延6.	◇吉川莊が大弐尼奉書案にみえる(①599)
1141	永治1. 5. 3	越後国留守所, 加治郷司に対し, 東大寺領豊田莊本免田15町を元のように勘免することを命じる(①571)
1142	康治1. 3.25	越後国留守所, 石井莊・土井莊と立て替えた豊田莊の本免田は, 先例どおり15町である旨, 東大寺へ返牒する(①571)
	7.28	藤井重慶, 法橋智順の成功により, 二口(田)社神主となる[[2]906]
1143	康治2. 1.27	従五位下藤原信兼, 越後権守となる[[2]910]
	7.25	源頼盛, 合戦の企てにより佐渡に流される[[2]911]
	7.29	藤原国永, 主人源頼盛の事件により, 佐渡に流される[[2]911]
1144	天養1.12.18	藤原成親, 7歳で越後守となる(①557)
1146	久安2.12.29	正四位下藤原隆季, 越後守となる[[2]919]
1147	久安3. 1.28	従五位下藤原盛賢, 越後権守となる[[2]921]
1148	久安4. 4.10	藤原隆季, 感神院宝殿・三面回廊造進の功により重任(①555)
	5.1	越後国, 東大寺封戸の調庸雑物の不済国々としてあげられる(①544)
1149	久安5.12.30	藤原光盛, 佐渡守となる[[2]935]
1152	仁平2.12. 8	「兵範記」に大島莊の名がみえる(①595)
		◇藤原忠通, 源行忠を派遣して白河莊を検注させる(②105)
1153	仁平3. 8. 5	高階為清, 法成寺西塔造作の功により, 佐渡守となる(①555)
1155	久寿2. 1.28	藤原成親, 鳥羽御堂造営の功により, 越後守となる(①555)
1156	保元1. 7.	保元の乱
	7	越後国大島莊, 紙屋莊が藤原忠通書状案にみえる(①598)

	8. 3	保元の乱により, 左中将藤原成雅・蔵人大夫藤原経憲が越後に, 式部大輔藤原盛憲は佐渡に流される[[2]986~989]
1157	保元2. 3.26	内裏修築の諸国所課, 越後国は安福殿を分担する[[2]994]
	3.29	保元の乱により, 平正弘の旧領越後国魚野(沼)郡殖田村が後白河院領となる[[2]995]
		◇源頼行, 陰謀により佐渡に流罪となるが, 西七条で自害する(①510)
1159	平治1. 1.29	藤原朝臣範兼, 佐渡守となる[[2]1006]
	12.22	参議藤原俊憲, 平治の乱により越後に流される(①510)
1160	永暦1. 1.22	藤原頼季, 越後守となる。同年2月28日, 頼季解任となり, 藤原邦綱が越後守となる(①631)
	2	越後国, この年2月から仁安1年8月まで摂関家知行国となる(①631)
	8	東大寺, 越後国衙に対し, 寺封200戸の調庸雑物代米1048石6斗を求める(①544)
1161	応保1. 9.15	小槻隆職, 佐渡守となる[[2]1043]
1162	応保2. 7.17	源宗雅, 越後守となる[[2]1046]
1163	長寛1. 6.	越後国二田社が法眼和尚位智順解にみえる[[2]1047]
1164	長寛2.10.27	散位中原兼俊, 越後国高田保を別結解として所当を京に運上したい旨を申請する(①626)
1165	永万1. 1.	越後権大介源某, 在庁官人等による小泉荘に対する侵害と小泉荘家による瀬波河鮭漁に対する妨害をやめさせ, 城太郎助永の濫行を停止させる(①471・614 ②124)
	3. 6	藤原宗能, 小泉荘をその子宗家に譲る(①579)
	6	越後国土生田社・佐渡国一宮, 神祇官に年貢を貢進する(①669)
	8.14	吉河荘が高松女院令旨案にみえる(①599)
		◇藤原朝臣重頼, 佐渡守となる[[2]1058]
1166	仁安1. 8.27	後白河天皇女御建春門院, 越後国の知行国主となる(①632)
1167	仁安2. 1.30	藤原成頼, 越後権守となる[[2]1067]
	2.11	平清盛, 太政大臣となる
	5.15	肥前君維勝, 興福寺に打ち入り, 佐渡に流される[[2]1074]
1169	嘉応1. 1.11	藤原業実, 越後権守となる[[2]1097]
	12.3	平信業, 鳥羽北殿造営の功により越後守に任じられる(①555)
1172	承安2. 7.21	平信業, 三条御所造営の功により, 越後守重任(①555)
		◇城四郎長茂, 蒲原郡小川荘75村(東蒲原郡)を会津恵日寺僧乗丹坊に寄進する(①586)
1173	承安3. 1.	藤原親実, 6歳で越後守となる(①633)
1174	承安4. 1.21	藤原惟頼, 佐渡守となる[[2]1123]
	12.15	佐渡国に人魚が多く現れ, 2疋を洛中にたてまつる[[2]1128]
1176	安元2. 1.30	中原朝臣尚家, 佐渡守となる[[2]1138]
	2.2	上西門院前蔵人平盛方, 為綱殺害により佐渡に流される(①510)
	2	八条院領目録に, 庁分御荘として越後国白鳥荘がみえる(①599)
	12.26	前兵衛尉源義経, 延暦寺根本中堂衆殺害により佐渡に流される(①511)
1177	治承1. 1.28	藤原親実, 越後守重任[[2]1148]
	6.28	藤原雅隆, 越後守となる[[2]1151]
1178	治承2.⑥.24	伴武道, 伊勢初斎院御所辺の狐を射殺して佐渡に流される(①511)
1179	治承3. 5. 3	左衛門尉源忠清, 舎弟殺害により佐渡に流される(①511)
		◇源行忠, 白河荘の田数を検注する(②106)
1180	治承4. 2.20	平仲盛, 佐渡守となる[[2]1178]
	4. 9	高倉宮, 東海・東山・北陸三道諸国の源氏に平清盛追討の令旨を下す[[2]1182]
	9. 7	源義仲, 信濃で挙兵する。平家方の将小笠原頼直, 敗れて越後国城四郎長茂のもとに逃れる(①628・635)
	12.25	城資長(助永), 越後守となる[延慶本平家物語]
		◇城四郎, 白河荘を沙汰し, 所当米を兵糧とする(①610 ②106)

1181	養和1. 2.25	源氏追討の宣旨を受けた城助永, 信濃へ進攻する直前に死去する(①636)
	6.14	城助職(永用), 1万余騎を率いて信濃国に攻め入り, 敗れて300余人とともに越後に逃げ帰る(①637)
	6.15	興福寺造営の諸国所課, 越後国は回廊50間のうち, 5間を割り当てられる(①555)
	8.15	城助職, 越後守となる(①633・645 ②29)
1182	寿永1. 9.28	城助職, 小河(小川)荘赤谷に城郭を構え, 妙見大菩薩に祈り, 源氏を呪詛する(①647)
1183	寿永2. 8.10	源義仲, 越後守となる[[2]1266]
	8.16	藤原雅隆, 越後守となる[[2]1271]
1184	元暦1. 1.	この月以降, 源頼朝が越後・佐渡など北陸道全域の支配権を握る(②33)
1185	文治1. 8.	平家滅亡する
	8.16	越後を頼朝の知行国とし, 甲斐源氏の安田義資が越後守に任じられる(②37)
	11.29	源頼朝, 諸国に守護・地頭を設置する(②36)
1186	文治2. 3.12	後白河上皇, 越後など頼朝知行国諸荘園の年貢未済を頼朝に催促させる(②109)
1187	文治3.11.	源義経, 兄頼朝と不和となり, 越後を経て奥州平泉に逃れる[吾妻鏡]
1188	文治4. 2. 2	京都諸人, 奥山荘地頭らの不当の禁止を幕府に求める[吾妻鏡]
	7.24	東大寺領豊田荘の伊勢神宮役夫工米が免じられる[東大寺要録二・越佐史料1]
	9.14	源頼朝, 城長茂を引見する(①648 ②108)
1189	文治5. 7.19	源頼朝, 奥州藤原氏攻撃のため鎌倉を出発, 安田義資・城長茂ら従軍する[吾妻鏡]
1190	建久1.10.13	越後国守護佐々木盛綱, 上洛途上の源頼朝に越後鮭の楚割を献上する[吾妻鏡]
1191	建久2. 5.19	大和西大寺領注進状に越後桜井荘がみえる[[5]4274]